

生産行程管理業務規程

平成 30 年 12 月 21 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒018－5292）^{アキタケンカヅノシハナワアザアラタ} 秋田県鹿角市花輪字荒田 4 番地 1 ^{パンチ}

名称（フリガナ）：かづの牛^{ギユウシンコウキョウギカイ}振興協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職： 会長 加藤 義康

ウェブサイトのアドレス：なし

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：かづの牛^{ギユウ}、KAZUNO BEEF、KAZUNO GYU

4 明細書の変更

かづの牛振興協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し、「かづの牛」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「かづの牛」の出生から出荷までの飼養地、放牧歴、飼育状況等を記録し、協議会に提出する。

イ 協議会の手順

協議会は、肉牛の出荷時に生産業者が提出する一般社団法人日本短角種登録協会の子牛登記証明書又は本登録証明書により、品種の確認を行い、独立行政法人家畜改良センターの「牛の個体識別情報検索サービス」により、飼育期間、飼養地、月齢、放牧歴等を確認する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（1）の ア 及び イ の手順について、年 1 回以上、協議会の総会等において、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対し、是正を指導する。

なお、指導を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産業者に対し、「かづの牛」としての出荷を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記 5（1）の周知の際、地理的表示である「かづの牛」及び GI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「牛肉」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「かづの牛」と併せて使用すること。
- （3）GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対し是正するよう指導する。

なお、協議会の指導に従わなかった場合には、当該生産業者の生産した「牛肉」について、地理的表示等の使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記 6 及び 8 に関して、「かづの牛」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、「特定農林水産物等審査要領」の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、次の資料を作成日又は取得日から 5 年間保存するものとする。

- （1）上記 5 における「かづの牛」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

